

**令和 8 年度「京都はぐくみ憲章子育て応援交流会」
企画及び運営業務 提案募集要項**

1 募集の趣旨

令和 8 年度「京都はぐくみ憲章子育て応援交流会」企画及び運営業務の受託候補者を選定するため、当該委託業務（以下「本業務」という。）に係る提案を公募型プロポーザル方式で募集する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 8 年度「京都はぐくみ憲章子育て応援交流会」企画及び運営業務

(2) 期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託料上限額

1, 220, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 プロポーザル参加資格

以下のいずれかの要件を満たす者であること。

(1) 京都市入札参加有資格者名簿に登録されている者（公募開始から選定結果通知の日までの期間において京都市競争入札等取扱要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。）

(2) 次に掲げる要件を全て満たし、自己を証明する書類を提出する者

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き 1 年以上当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 応募方法

(1) 提出書類及び部数

ア 参加希望申出書 第 1 号様式

イ 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）

ウ 業務実施体制表及び従事者の経歴【任意様式】

なお、本業務の担当者等の実施体制については、業務完了まで特別な事情がない限り変更するこ

とはできません。

エ 業務実績調書 第2号様式

本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載してください。（複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで）

オ 提案書 第3号様式

カ 見積書 第4号様式

本業務の受託見積金額を記入してください。

なお、第4号様式とは別に具体的な内訳が明記された見積書（任意様式）も提出してください。

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、次の書類を併せて提出してください

キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉

※ 任意団体、個人の場合は不要

ク 印鑑証明書〈1部〉

ケ 納税証明書（国税及び京都市税）〈1部〉

コ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）〈1部〉 第5号様式

サ 使用印鑑届〈1部〉 第6号様式

シ 誓約書〈1部〉 第7号様式

※ キ、ク、ケについては、申請日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提出期限

令和8年11月16日（月） 午後5時（郵送または持参により必着）

(3) 提出先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課（担当：新田、井上）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階

TEL：075-222-3866

FAX：075-251-2322

メール：hagukumi-bunka@city.kyoto.lg.jp

(4) 留意事項

ア 提出資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 提出資料は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

ウ 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、一切受け付けない。

エ 提出資料は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

オ 提出資料は返却しない。

カ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

キ プロポーザルの結果、参加事業者の名称、各事業者の評価点は契約決定後本市のホームページで公開する。

ク 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

5 質問について

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、令和8年11月2日（月）午後5時までに、4

(3)に記載の電子メールにより提出してください。

質問に対する回答は、令和8年11月9日（月）までに京都市情報館に掲載します。

6 受託候補者の選定方法、選定結果の通知及び公表について

(1) 選定方法

提出書類を基に、審査を行い（評価者：子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長、教育委員会生涯学習部学校地域協働推進課長、はぐくみ文化創造発信担当課長、はぐくみ文化発信係長）、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定します。

なお、各項目の合計点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しません。

(2) 評価方法

- ・点数配分は「6(3) 評価基準」のとおりとする。
- ・選定委員会は、「見積金額」を除く各項目についてA～Eの5段階で評価し、各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	優秀である。
B	0.8	満足できる。
C	0.5	平均的である。
D	0.3	物足りなさを感じる。
E	0.1	満足できない。

- ・各応募者の評価点は、全選定委員の評価点の平均とする。

(3) 評価基準

審査は、次頁の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。

（評価基準について）

評価項目	評価項目の配点	項目内の配点	評価のポイント
提案内容	70点	40点	業務の目的を十分に理解したうえでの提案であるか
		20点	創意工夫された提案であるか。
		10点	実現性の高いものであるか。
実施体制	10点		本業務を安定的に実施することができる実施体制か。
業務実績	10点		これまでに本業務に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。
見積金額	5点		5点×（全提案者の中の最低提案価格）／（提案者の提案価格） ※小数点以下は四捨五入する。
市内の中小企業	5点		本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。
合計	100点		

(4) 選定結果の通知、公表

選定結果については、令和8年11月24日（火）以降に、書面により提案者へ通知します。その後、提案者及び評価点を公表します。

7 選定に係る面接審査の実施

提出された提案書に基づき、面接による審査を行う。実施日時は別途、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課から連絡します。

- (1) 実施場所
京都市役所（予定）
- (2) 面接のタイムスケジュール
プレゼンテーション（約１０分）
質疑応答（約１５分）

8 支払条件

契約時の仕様書に定める委託業務内容完了後、受託者の請求により委託料を支払います。

9 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出書類については、本市が特に必要と認めた場合を除き、変更、差替え、再提出を認めないこととします。
- (4) 提案書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。
- (5) 資格確認書類又は提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。